

緻密かつ適正な捜査推進強化対策要綱の制定について

令和 7 年 3 月 3 1 日例規（刑）第 2 1 号警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、ち密な捜査推進強化対策要綱の制定について（平成 2 年例規（刑・防・備二・交指）第 2 6 号）は、廃止する。

別添

緻密かつ適正な捜査推進強化対策要綱

第1 目的

この要綱は、捜査が刑事手続の一環であることに鑑み、公訴の実行及び公判の審理を念頭に置いて行わなければならないものであることから、署において捜査する事件のうち、公判で、立証上の問題が生ずるおそれのある事件について、指導体制を強化するなど、県本部の積極的な関与を早期に行い、緻密かつ適正な捜査の推進と捜査指揮能力の一層の充実強化を図ることを目的とする。

第2 緻密かつ適正な捜査の推進

1 県本部事件主管課長による指導

県本部事件主管課長（以下「事件主管課長」という。）は、本部長指揮事件を除く全ての事件のうち、次に掲げる事件については、署事件担当課に緻密かつ適正な捜査を実行させる観点から、必要な指導を行うものとする。

- （１）被疑者の自白又は被害者、重要な目撃者若しくは共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- （２）証拠が乏しい否認事件又は黙秘事件
- （３）鑑定結果、実況見分や検証の結果等の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- （４）微妙な擬律判断を必要とするなど立証上の問題が生ずるおそれのある事件
- （５）前記（１）から（４）までに掲げるもののほか、事件主管課長が必要と認めた事件

2 事件指導簿

- （１）事件主管課長は、前１に掲げる事件について指導を行うに際し、必要と認めるときは、事件指導簿（別記第１号様式）を作成し、その写しを署長に送付するものとする。
- （２）署長及び事件主管課長は、事件指導簿（写しを含む。）を適正に管理し、所要の事項を明らかにしておかなければならない。

3 報告

- （１）署長は、捜査する事件の被疑者を検挙した場合は、当該事件を主管する部において定められた方法により、速やかに事件主管課長に報告するものとする。
- （２）事件主管課長は、前（１）の報告を受けたときは、公判における立証上の問題点について検討を加え、捜査を尽くした上でなお公判上問題となるおそれがあると判断したときは、本部長に報告するものとする。
- （３）事件主管課長は、前（２）の検討に当たっては、その属する部の公判対応所属（生活安全部生活安全総務課、刑事部刑事総務課、交通部交通総務課及び警備部公安第一課をいう。以下同じ。）の長と密接な連絡をとるものとする。

第3 公判への対応

1 公判対応体制の確立

- （１）公判において捜査の適法性が争点になる場合等公判への組織的な対応が必要であると認める事件（再審請求事件を含む。以下「公判対応事件」という。）に的確に対応するため、公判対応所属にそれぞれ公判対応責任者を置くものとする。

- (2) 公判対応所属の長は、捜査実務、捜査手続及び公判手続に精通した理事官又は管理官の職にある警察官を公判対応責任者に、公判対応責任者を補助する調査官又は課長補佐の職にある警察官を公判対応担当者にそれぞれ指定するものとする。

2 公判対応事件の報告

署長は、公判対応事件に該当する事件を認めた場合は、公判対応事件報告書（別記第2号様式）により、事件主管課長を通じて本部長に報告するとともに、当該事件主管課長の属する部の公判対応所属の長にその写しを送付するものとする。

3 公判対応事件の把握

公判対応所属の長は、前2の報告を受けたときは、検察庁から速やかに当該事件に係る公判対応の状況等の情報提供を受けられる体制を構築し、公判の争点、経過等を確実に把握するものとする。

4 関係所属の捜査幹部等との緊密な連携

公判対応責任者及び公判対応担当者（以下「公判対応責任者等」という。）は、公判対応事件について、事件主管課の捜査幹部、公判を担当する検察官等と緊密に連携して必要な指導を行うとともに、補充捜査を行う必要が生じた場合には、適切な助言、支援等を行うものとする。

第4 証人出廷

1 証人出廷の報告等

(1) 所属長は、所属職員の証人出廷が予定されている場合は、証人出廷予定報告書（別記第3号様式）により、事件主管課長を通じて本部長に報告するとともに、当該事件主管課長の属する部の公判対応所属の長にその写しを送付するものとする。

(2) 所属長は、証人出廷の結果については、証人出廷結果報告書（別記第4号様式）により、前(1)同様に報告等するものとする。

2 証人出廷予定職員に対する指導

事件主管課長又は公判対応責任者は、証人出廷が予定されている職員に対して、公判の争点、証言要領等について指導を行うなど、組織的に支援するものとする。

3 執務・教養資料の作成

公判対応責任者等は、証人出廷結果報告書の整理及び保管をするとともに、問題点の分析及び検討をし、事後の公判維持に資するため必要な執務・教養資料を作成するものとする。

第5 事件の分析等

1 分析及び検討を要する事件

分析及び検討を要する事件は、次に掲げる事件とする。

(1) 無罪判決（少年事件における「非行なし」を理由とする不処分決定及び審判不開始決定を含む。）を受けた事件（責任無能力者によるもの及び正当防衛に該当するものを除く。）

(2) 捜査の違法性が指摘された事件

2 報告

署長は、取扱い事件のうち前1に掲げる事件（以下「無罪事件等」という。）を認知したときは、無罪事件等報告書（別記第5号様式）により、事件主管課長を通じて

本部長に報告するとともに、当該事件主管課長の属する部の公判対応所属の長にその写しを送付するものとする。

3 分析及び検討

公判対応責任者は、無罪事件等については、速やかに公判を担当する検察官と緊密に連携して、その判決要旨と捜査の内容を併せて詳細に分析及び検討をする。また、必要に応じて、公判対応責任者等、事件主管課の捜査幹部、捜査主任官、取調官等による検討会を主宰するなど当該判決において指摘された事項等について、その後の捜査や公判への対応に反映させるものとする。

4 指導教養等

公判対応責任者等は、職員に対し、平素から公判を見据えた捜査の在り方について指導教養等を行うものとする。

第6 本部長指揮事件に対する対応

捜査主任官は、本部長指揮事件の捜査に当たって、捜査幹部及び公判対応責任者を交えた当該事件の証拠の綿密な検討を行い、捜査過程の記録化及び捜査資料の保管、公判対応責任者等との連携等に一層配意しなければならない。

以下 様式等省略